平成２１年（フ）第１１４４号
札幌市中央区南５条西21丁目１番10号　ヴィラージュ円山201号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４５号
札幌市中央区南５条西21丁目１番10号　ヴィラージュ円山201号
債務者　佐藤　照男
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５４号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番11号　マノアール松橋Ａ―101号
債務者　下司　信夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２７号
札幌市南区川沿３条２丁目４番１―1002号
債務者　池下　元文
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２８号
札幌市南区川沿３条２丁目４番１―1002号
債務者　池下　美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８１号
札幌市西区発寒11条３丁目４番26号　ノースランド発寒中央202号
債務者　三橋　和哉
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０３号
札幌市手稲区前田５条５丁目１番６号　ラ・ソレイユ201号
債務者　佐藤　洋俊
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０４号
札幌市手稲区前田５条５丁目１番６号　ラ・ソレイユ201号
債務者　佐藤　和美（旧姓滝田）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８３号
札幌市南区藤野１条７丁目29番10号
債務者　野村　　忍
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０４号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番１―702号
債務者　岡田　知美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６６号
北海道江別市元町11番地の１　Ｂ―401
債務者　佐藤ひとみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７２号
札幌市東区北19条東８丁目５番30号　コーポⅢ201号
債務者　井上友実子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８８号
北海道江別市牧場町25番地の３
債務者　齋藤　　烈
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１９号
札幌市豊平区平岸５条12丁目２番３―301号
債務者　久保　光穂
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２５号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目14番22号
債務者　福井しおり
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５１号
札幌市白石区北郷２条２丁目４番19号　アーバン北郷102号
債務者　岸野　松美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６９号
札幌市西区琴似２条２丁目３番20―808号
債務者　佐藤　知子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８４号
札幌市西区八軒７条西９丁目２番５―38号
債務者　若生　伸吾
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部